

岡山市東山斎場火葬炉運転業務委託 仕様書

1 目的

岡山市（以下「発注者」と言う。）は岡山市東山斎場（以下「斎場」という。）火葬炉設備の運転を安全に行い、火葬業務を円滑に実施するため、本仕様書に基づき火葬業務を委託する。

2 資格

- (1) 業務責任者は、令和2年4月1日以降、岡山市東山斎場（人体火葬炉14炉以上）と同等の斎場において火葬業務に従事した完了実績を3年以上有する者とする。
- (2) 業務責任者は、岡山市東山斎場の火葬炉（平成31年設置・（株）富士建設工業製）と同等の火葬炉設備の運転経験があり、緊急時における運転操作を行うことができる者とする。
- (3) 事前に必要書類を提出し、岡山市の承認を受けること。なお、業務責任者の業務経歴書には上記(1)(2)に該当する火葬業務に係る実績等を記載すること。
- (4) 緊急に対処を要する事態への対応のため、本社もしくは支店又は営業所の担当者が岡山市東山斎場に90分程度で到着し、必要な措置を講じること。経路図には所要時間を記入して提出すること。

3 業務内容

- (1) 火葬炉設備点検票（別紙1）に基づく火葬炉（動物炉を含む）の始業及び終業点検
- (2) 火葬炉（動物炉を含む）設備及び関連する器具・機器・設備の保守点検
- (3) 運転要領（別紙2）に定める火葬炉（動物炉を含む）運転
- (4) 整骨業務
- (5) 動物火葬の収骨業務
- (6) 火葬炉（動物炉を含む）及び関連する器具・機器・設備の運転
- (7) 火葬炉（動物炉を含む）及び関連する器具・機器・設備の使用状況統計
- (8) 火葬炉の排ガス調査・報告（毎年人体炉3炉ずつ実施し、受託期間内に15炉すべての炉を調査し、結果について報告すること）
- (9) 排ガス調査の採取場所は排気筒出口から行い、分析項目は6項目【ダイオキシン類、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、全水銀（ガス状、粒子状）】
- (10) 炉内台車及び前室の清掃
- (11) 集塵灰及び残骨灰処理
- (12) 火葬に関する消耗品の管理
- (13) 貸与された備品の管理
- (14) 斎場職員との連絡調整
- (15) 業務エリアの清掃ならびに生じたごみの処分
- (16) 業務日誌の作成及び報告
- (17) その他発注者から指示された事項

4 休日

12月30日及び1月1日から1月3日、友引の日とする。
ただし、発注者より指示がある場合は、この限りではない。

5 従事者

- (1) 3名以上の専従職員を配置すること。

- (2) 定められた火葬件数について、適切に運営可能な人数で業務に従事させること。
- (3) 従事者に事故あるときは、速やかに交代要員を派遣し業務に支障をきたすことのないよう努めること。
- (4) 従事者の中から業務責任者1名、副責任者1名を選任すること。
- (5) 業務責任者又は副責任者のいずれかが必ず現場に臨場すること。

6 勤務時間

- (1) 委託業務の範囲に占める業務は、午前8時から午後5時までとする。ただし、火葬業務が終了していないときはその終了までとする。
- (2) 勤務開始時間は午前8時からとする。ただし、繁忙が予想される等発注者が判断した場合は、別途指示された時間からとする。

7 火葬スケジュール

- (1) 火葬スケジュールは、別紙5のとおりとする。ただし、繁忙が予想されるときは別途指示のとおりとする。
- (2) 火葬炉の修繕等が生じる場合は、相互協議のうえ火葬スケジュールを変更するものとする。

8 服務

- (1) 従事者は、斎場が人生終焉の場であることを自覚し、会葬者等の心情を察し、業務を遂行しなければならない。
- (2) 従事者は、制服と名札を着用すること。
- (3) 服務中、来場者や葬祭業者等から金銭等を受領してはならない。
- (4) 備品及び支給品の管理は適切に行い、業務に支障のないよう管理すること。
- (5) 衛生及び火気の取扱いについて、安全に十分注意すること。
- (6) 斎場長または現場監督者と業務について十分連絡調整を行い、円滑に業務を遂行すること。
- (7) 開場日は、始業前に打ち合わせを行うこと。また週1回意見交換の機会を設けること。
- (8) 業務責任者は、斎場長より指示があった場合は、その指示に従うこと。また、他の従事者に指示を伝達し業務にあたらせること。
- (9) 副責任者は、業務責任者に事故ある時、あるいは不在の時には業務責任者の職務を代行すること。
- (10) 業務責任者は、疑義がある場合は斎場長または現場監督者を通じて確認を行うこと。

9 報告義務等

- (1) 受託者は、従事者の連絡先が明示された名簿を発注者に提出すること。また名簿には休場時の緊急連絡先を記載すること。
- (2) 受託者は、業務責任者及び副責任者又は従事者に変更があったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 業務責任者は、業務の結果を日報として記録し、斎場長または現場監督者に提出すること。
- (4) 業務責任者は、業務中に事故があったときは、直ちに所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容について、斎場長または現場監督者へ報告すること。
- (5) 業務責任者は、発注者より別途指示があった場合は、(4)に係る改善報告を行うこと。
- (6) 業務責任者は、火葬炉設備及び使用器具・機器・設備に異常発生等の問題等が生じたときは、直ちに斎場長または現場監督者へ連絡し、指示を仰ぐこと。

- (7) 業務責任者は、来場者とトラブルが生じた場合は、斎場長または現場監督者へ連絡し、適切な対応を行うこと。
- (8) 従事者は、毎日設備の保守点検を行うこと。
- (9) 従事者は、毎日作業スペース、監視室及び休憩室、残灰室、休憩室、更衣室、湯沸室の清掃を行い、常に衛生的かつ美観の保持に努めること。

1.0 休憩室及び更衣室の貸与

- (1) 発注者は受託者に対して、業務に必要な休憩室及び更衣室を無償で貸与する。
- (2) 業務責任者は、休憩室及び更衣室の適切な使用について従事者に徹底すること。

1.1 支給材料

- (1) 委託業務の履行に必要な経費のうち、以下の経費は発注者が負担する。

- 1 電力
- 2 水道
- 3 都市ガス

- (2) 火葬炉運転に必要な使用物品のうち、以下のものは受託者の負担とし、岡山市が承認したものを使用すること。

受託者が負担する使用物品：台車保護材、ロストル、熱電対（素線のみ）、吸引ホース
必要となる個数（年間あたり参考）：台車保護材（55袋/25kg）、ロストル（100個）、
熱電対（16個）、吸引ホース（16本）

1.2 個人情報の保護

受託者は、契約書作成に合わせて、個人情報の取り扱い委託に関する覚書を締結すること。

1.3 委託料の算定方法および支払い方法

各年度の委託料年額は、別紙3「見積参考資料」に基づき算定した額とし、各年度の委託料年額の合計額を契約額とする。受託者は委託者と事前に協議を行ったうえで、契約時に別紙4「委託料内訳書」を提出し、委託者の承認を得ること。各年度における支払いについては、当該年度における委託料年額を12で除して得た金額を毎月の支払い額とする。ただし、毎月の支払い額に千円未満の端数が生じるときは、その端数については当該年度の最後の支払月に支払うものとする。

1.4 引継ぎに関する事項

- (1) 業務期間の終了又は業務の取消しに際し、岡山市が指定する者に対し、円滑な火葬業務の引継ぎを行うこと。
- (2) 業務期間が終了後であっても、火葬業務の引継ぎが終了するまでの間は、業務を継続して行うこと。

1.5 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときはその都度、発注者、受託者、協議して定めるものとする。

別紙1

火葬炉設備点検票

| 設備名 | 機器名 | 点検項目 | 基準等 | 点検結果 | 確認数値 | 備考 |
|--------|----------|----------|-------------|----------|------|----|
| 火葬炉設備 | 火葬炉本体 | 耐火材の脱落 | 脱落はないか | | | |
| | | 筒管の状態 | 筒管は損傷等ないか | | | |
| | 台車搬送装置 | 作動状況 | スムーズに作動するか | | | |
| | 断熱扉 | 作動状況 | スムーズに作動するか | | | |
| 燃焼設備 | 主燃バーナー | 着火状況 | 失火しないか | | | |
| | | 燃焼状況 | 燃焼状況はよいか | | | |
| | | 調整機能 | スムーズに作動するか | | | |
| | 再燃バーナー | 着火状況 | 失火しないか | | | |
| | | 燃焼状況 | 燃焼状況はよいか | | | |
| | | 調整機能 | スムーズに作動するか | | | |
| | フレームアイ清掃 | フレームアイ清掃 | 清掃 | | | |
| | | 着火バーナー | ガス漏れ | ガス漏れはないか | | |
| | | ガス配管 | ガス漏れ | ガス漏れはないか | | |
| | | ガス圧力 | 3 kPa 以内 | | Kpa | |
| 通風設備 | 誘引排風機 | 異音・振動 | 異音・異常振動はないか | | | |
| | | 電流値 | 1.8 A | | A | |
| | 燃焼用送風機 | 異音・振動 | 異音・異常振動はないか | | | |
| | | 電流値 | 1.4 A | | A | |
| 計装設備 | 煤煙濃度計 | 異音 | 異音はないか | | | |
| | | 零点調整 | 調整 | | | |
| 残灰処理設備 | 真空プロワー | 異音 | 異音はないか | | | |
| | | 電流値 | | | A | |
| その他 | 火葬炉室 | 整理・整頓・清掃 | | | | |
| | コントロール室 | 整理・整頓・清掃 | | | | |
| | ポンプ室 | 整理・整頓・清掃 | | | | |
| | 機械室 | 整理・整頓・清掃 | | | | |
| | ブロワー室 | 整理・整頓・清掃 | | | | |
| | ファン室 | 整理・整頓・清掃 | | | | |
| | 発電機室 | 整理・整頓・清掃 | | | | |
| | 電気室 | 整理・整頓・清掃 | | | | |
| | 通路・階段他 | 整理・整頓・清掃 | | | | |

運　　転　　要　　領

1 始業点検

- (1) 各制御盤の動力電源、制御電源のランプが点灯（送電）していることを確認する。
- (2) 都市ガス供給を確認する。
- (3) 感震器が正常な状態を確認する。
- (4) 各制御盤の「遠隔一切手元」切替スイッチが「遠隔」となっていることを確認する。

2 火葬

- (1) 靈柩車より柩を柩運搬車に転載する。
- (2) 前室へと柩を移送後、炉内台車搬送装置上の炉内台車へと転載する。
- (3) 炉前操作盤にて化粧扉を「閉」にする。
- (4) 前室操作盤の「自動納棺」ボタンを押し、柩を載せた炉内台車を火葬炉内へと移送する。
- (5) 火葬炉操作盤タッチパネルの「火葬開始」ボタンを押し、火葬を開始する。
 - ①火葬状況を確認し、炉内温度、炉内圧力等に留意する。
 - ②火葬状況を確認し、ご遺体の状況に合わせ主燃焼炉バーナの角度調整を行う。
- (6) 火葬の終了を確認し、火葬炉操作盤の「火葬終了」ボタンを押し、火葬を終了する。

3 冷却

- (1) 「火葬終了」ボタンにより炉内での冷却を行う。
- (2) 炉内での冷却終了後、自動で前室に炉内台車が移送され、前室での冷却を開始する。
- (3) 収骨準備(整骨)を行い、前室操作盤にて「整骨終了」ボタンを押し収骨可能を炉前担当者に連絡する。

4 収骨

- (1) 炉前操作盤にて化粧扉を「開」にし、炉内台車運搬車を炉内台車移動装置に接続する。
- (2) 炉前操作盤にて「炉内台車⇒炉前」操作を行い、炉内台車を前室より炉内台車運搬車へと移送させる。
- (3) 炉内台車運搬車を収骨室へと移動し、収骨業務を実施。

5 清掃、次炉受入

- (1) 収骨終了後、炉内台車運搬車を前室へと移送し、炉内台車移動装置に接続する。
- (2) 炉前操作盤にて「炉内台車-前室」操作を行い、炉内台車を炉内台車運搬車より前室へと移送させる。
- (3) 火葬炉操作盤にて「残骨灰吸引装置」を「運転」し、前室にて残骨灰の清掃を行う。
- (4) 清掃完了後、火葬炉操作盤にて「残骨灰吸引装置」を「停止」、前室操作盤にて「受入可」ボタンを押し、次炉の受入に備える。

見積参考資料

- 各年度の委託料年額は人件費(直接業務費および間接業務費)および物件費(委託費および使用物品)の高騰を考慮し、令和8年度を1とし、次表の方法に基づき価格を算定している。

| 費目 | 算定条件 |
|----------------|-----------|
| 直接業務費(労務単価) | 前年比3%増 |
| 間接業務費(管理諸経費) | 直接業務費の20% |
| 物件費(委託費および需用費) | 前年比2%増 |

- 使用物品の各年の想定数量は以下の通り。

| 使用物品 | 想定数量 |
|-----------|----------|
| 台車保護剤 | 55袋/25kg |
| ロストル | 100個 |
| 熱電対(素線のみ) | 16個 |
| 吸引ホース | 16本 |

- 見積における端数処理等の方法は、岡山市発行の「令和7年度 業務関係積算基準及び標準歩掛」に準ずるものとする。

- 消費税相当額については年度ごとに業務価格に10%を乗じて求めるものとする。

別紙4

委託料内訳書

| 年 度 | 委託料額(税込) |
|----------|----------|
| 令和 8 年度 | 円 |
| 令和 9 年度 | 円 |
| 令和 10 年度 | 円 |
| 令和 11 年度 | 円 |
| 令和 12 年度 | 円 |
| 合 計 | 円 |